

# 上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則 (平10.11.18)

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規則は、協会員（特別会員にあっては、金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）を行う特別会員に限る。以下同じ。）が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 上場株券等

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、出資証券（優先出資証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）、交換社債券、新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）、新株予約権証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券及び外国株預託証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第20号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）をいう。

#### 2 取引所外売買

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場での売買を除く。）をいう。

#### 3 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

#### 4 報告公表システム

取引所外売買の報告及び当該取引所外売買に係る売買価格等の公表等を行うための本協会が管理運営するシステムをいう。

#### 5 認可会員

上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。

#### 6 認可業務

私設取引システム運営業務の認可を受けた会員の行う当該私設取引システム運営業務をいう。

#### 7 空売り

金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。

## 8 信用取引

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第1項に規定する信用取引をいう。

## 9 参加会員

認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。

## 10 PTS信用取引

信用取引のうち、認可会員が行う認可業務による取引所外売買において会員が顧客に信用を供与するものをいう。

## 11 PTS制度信用取引

PTS信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、次に掲げるところに従って行うものをいう。

イ 品貸料 銘柄ごとに株式会社東京証券取引所が定める料率と同一とする。

ロ 弁済の繰越期限 会員による貸付けの日の翌日とし、その2日前（認可会員の休業日を除外する。）

の日までに弁済の申し出をしない場合は、逐日（認可会員の休業日を除外する。）これを繰り延べるものとする。ただし、PTS信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、応当日が認可会員の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目の日を超えて繰り延べることができない。

## 12 PTS一般信用取引

PTS信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰越期限について、会員が顧客との間で合意した内容に従って行うものをいう。

## 13 PTS貸借取引

次に掲げる取引の決済のために参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が、認可会員の指定する証券金融会社から株式会社東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。

イ PTS制度信用取引

ロ 参加会員が自己の計算において行う有価証券の売買（当該認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（認可会員の休業日を除外する。）の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。）

## 14 立会外取引に類似する取引

認可会員が行う認可業務による取引所外売買のうち、金商法施行令第6条の2第2項第2号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。

### （法令等の遵守）

第3条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

### （適用除外）

第4条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、金融商品取引所が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。

2 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、次の各号に掲げる取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。

- 1 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等の買付けを行う者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け
  - 2 公開買付者となる協会員が行う公開買付けによる上場株券等の買付け
  - 3 上場株券等の発行者である会社となる協会員が行う公開買付けによる自己株券の買付け
  - 4 公開買付けによる上場株券等の買付けに応じた売付け
- 3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引により成立するものについては、この規則を適用しないものとする。
- 4 協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第118条第1号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。

## 第 2 章 取引所外売買の価格等

### (売買価格等の確認及び記録の保存)

第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認し、当該確認の記録を保存しなければならない。

## 第 3 章 売 買 の 監 理

### (協会員による売買の禁止等)

第 6 条 上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該上場株券等の売買が再開されるまでの間（当該金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。

### (認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買を成立させないための管理態勢整備)

第 6 条の 2 協会員は、取引所外売買（認可会員の認可業務による取引所外売買を除く。以下この条において同じ。）又はその媒介等（認可会員の認可業務による取引所外売買の媒介等及び参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又はその媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。

- 1 第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報
- 2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報
- 3 第6条の4第3項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第2項第2号に掲げるもの

- 2 取引所取引時間外において前項第2号に掲げる情報を知った場合には、金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間について、会員にあっては当該会員が行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備し、協会員にあっては当該協会員が媒介等を行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備しなければならない。

(売買の停止等に係る適用除外)

- 第 6 条の3 前2条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。以下同じ。）との間で、当該会員又は当該海外関連会社がその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。

(認可業務における売買の停止等に係る態勢整備)

- 第 6 条の4 認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。

- 2 認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による取引所外売買を直ちに停止するために必要な態勢を整備しなければならない。

- 1 第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を知った場合
- 2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると認められる場合
- 3 上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認められる場合
- 4 認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合
- 5 転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、必要があると認められる場合

- 3 認可会員は、前項に基づき認可業務による取引所外売買を停止する場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。

- 1 銘柄名
- 2 銘柄コード
- 3 取引所外売買を停止する期間（売買停止日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨）
- 4 取引所外売買を停止する理由
- 5 その他本協会が必要があると認める事項

- 4 認可会員は、第2項に基づき認可業務による取引所外売買を停止し、又は売買を再開した場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
- 2 銘柄コード
- 3 取引所外売買を停止した期間（売買停止日時及び売買再開日時をいう。）
- 4 取引所外売買を停止した理由
- 5 その他本協会が必要があると認める事項

(本協会による売買の停止等)

- 第 6 条の5 本協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合において、公益又は投資者保護のために必要かつ

適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。

- 1 上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
  - 2 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合
  - 3 その他本協会が必要であると認める場合
- 2 前項各号に掲げる場合の売買の停止は、本協会がその都度必要であると認める期間とする。
- 3 本協会が第1項の規定により取引所外売買を停止している間は、当該停止にかかる取引所外売買につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。

#### (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等)

- 第6条の6 認可会員は、私設取引システム（金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合には、空売りに係る公正を害する売買等を排除する方法及び態勢を十分に確立し、当該方法及び態勢をその業務内容方法書（金商法第30条の3第2項に規定する業務の内容及び方法を記載した書類をいう。）に記載しなければならない。
- 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客（参加会員を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。

#### (PTS信用取引取扱規則)

- 第6条の7 認可会員は、PTS信用取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めたPTS信用取引取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。

- 1 PTS信用取引を取り扱うことができる参加会員の範囲
- 2 認可業務のうちPTS信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための売買を含む。第3項において同じ。）を取り扱う時間
- 3 PTS制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「PTS制度信用銘柄」という。）及びPTS貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「PTS貸借銘柄」という。）の選定基準及び選定取消基準
- 4 PTS信用取引の取扱いに関する次に掲げる事項
  - イ PTS制度信用取引の品貸料及び弁済の繰越期限に関する事項
  - ロ 委託保証金の差入れ（追加差入れを含む。）、維持及び引出し等に関する事項（有価証券による代用に係る事項を含む。）
  - ハ 受入保証金の計算方法に関する事項
  - ニ 計算上の利益の引出し等に関する事項
  - ホ 有価証券又は金銭の貸付けに関する事項
  - ヘ 配当請求権、株式分割による上場株券等を受ける権利その他の権利の処理に関する事項
  - ト 参加会員が認可会員の認可業務による取引所外売買を行おうとする場合において明らかにすべき事項
  - チ PTS信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対する通知書の送付に関する事項
- 5 PTS信用取引の規制措置の内容及び実施基準
- 6 参加会員が行う次に掲げる情報の報告等に関する事項

イ 信用取引残高（銘柄別残高・現在高）

ロ 信用取引売買手口情報

ハ その他認可会員が PTS 信用取引に係る売買の公正の確保を図るため必要と認める情報

7 PTS 貸借取引の制限に係る事項

8 PTS 貸借取引を行う参加会員（当該参加会員が有価証券等清算取次ぎを委託する場合は、当該参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者）が認可会員の指定する証券金融会社に対し債務不履行となり、かつ、その債務が完済不能となった場合における残存債務の分担の取扱いに係る事項

9 認可会員のグループ会社等に該当する会員が PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者となるなど利益相反防止体制に係る事項

2 認可会員は、前項第 1 号に規定する参加会員の範囲については、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、かつ、前項第 8 号に掲げる要件を満たす者としなければならない。

1 株式会社東京証券取引所の取引参加者のうち、有価証券の売買を行うための取引資格を有すること。

2 株式会社日本証券クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格を有し、又は当該現物清算資格を有する者に対し有価証券等清算取次ぎに係る委託を行っていること。

3 認可会員は、第 1 項第 2 号に規定する認可業務のうち PTS 信用取引を取り扱う時間については、午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 0 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間としなければならない。

4 認可会員は、第 1 項第 3 号に規定する PTS 制度信用銘柄及び PTS 貸借銘柄については、次の各号に掲げる銘柄のうち、当該認可会員の指定する証券金融会社が選定した銘柄から選定しなければならない。

1 PTS 制度信用銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する制度信用銘柄

2 PTS 貸借銘柄 株式会社東京証券取引所が規則により選定する貸借銘柄

5 認可会員は、第 1 項第 4 号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所と同等の取扱いを行うこととしなければならない。

6 認可会員は、第 1 項第 5 号に規定する PTS 信用取引の規制措置の内容及び実施基準として、次に掲げる銘柄については当該各号に掲げる規制措置を講じる旨を定めなければならない。

1 株式会社東京証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行った銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置

2 株式会社東京証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 PTS 信用取引残高の日々公表銘柄への指定

3 株式会社東京証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置を行っている銘柄 PTS 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）措置

4 当該認可会員が指定する証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を通知した銘柄又は申込制限措置若しくは申込停止措置を実施した銘柄 PTS 信用取引の制限又は禁止措置

7 認可会員は、その指定する証券金融会社から PTS 貸借取引の公正かつ円滑な運営に資することを目的として第 1 項第 6 号に掲げる情報その他証券金融会社との間で合意した情報の提供の要請があった場合は、当該要請に応じるものとする。

8 認可会員は、第 1 項第 7 号に規定する PTS 貸借取引の制限に係る事項として、自らの参加会員又は参加会員から有価証券等清算取次ぎを委託された者が第 2 条第 13 号イ又はロに掲げる取引に係る決済以外のために PTS 貸借取引を行ってはならない旨を定めなければならない。

9 認可会員は、PTS 信用取引の実質的な資金又は上場株券等の提供者となるなど利益相反防止体制を整

備しなければならない。

10 認可会員は、次の各号に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。

- 1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則
- 2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容
- 3 当該認可会員が取り扱う銘柄別の PTS 信用取引週末残高
- 4 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量

(会員によるPTS信用取引取扱規則の遵守)

第 6 条の8 参加会員は、PTS 信用取引又は第 2 条第 13 号ロに掲げる取引を行うに当たっては、当該取引に係る認可業務を行う認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。

2 参加会員は、参加会員ではない会員が次の各号に掲げる取引を行うに当たっては、当該取引の注文の取次ぎを行う先の認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を当該参加会員ではない会員に周知し、その遵守を徹底しなければならない。

- 1 自らの顧客による PTS 信用取引の参加会員への委託の取次ぎ
- 2 自己の計算において行う有価証券の売買(認可会員の認可業務による取引所外売買によるものであり、かつ、売買成立の日の 6 か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して 3 日目(認可会員の休業日を除外する。)の日までに当該有価証券の売買の決済を行うものに限る。)
- 3 前項各号に掲げる取引を行う参加会員ではない会員は、前項に規定する認可会員が定める PTS 信用取引取扱規則を遵守しなければならない。

(信用取引口座設定約諾書等の受入れ)

第 6 条の9 会員は、顧客が PTS 信用取引に係る信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から株式会社東京証券取引所が定める信用取引口座設定約諾書に加え、PTS 信用取引に係る合意書を受け入れるものとする。

(立会外取引に類似する取引に係る取扱い)

第 6 条の10 認可会員は、立会外取引に類似する取引を取り扱う場合には、次の各号に掲げる事項を定めた取扱規則を作成し、自らの参加会員に遵守させなければならない。

- 1 対象有価証券
  - 2 取引時間
  - 3 売買単位
  - 4 取引価格の範囲
  - 5 呼値に関する事項
  - 6 売買の成立方法
  - 7 決済日
  - 8 一定の売買代金を超える取引に係る総売買高等の通知及び公表の時期
  - 9 社内取引システム(金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。)による対当の明示
  - 10 信用取引及び貸借取引の制限(これらの取引を取り扱う場合に限る。)
  - 11 その他立会外取引に類似する取引に関し認可会員が必要と認める事項
- 2 認可会員は、前項第8号から第10号に掲げる事項については、株式会社東京証券取引所の定める「T o

S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」及び「T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則」と同等の取扱いを行うこととしなければならない。

- 3 参加会員は、立会外取引に類似する取引を行うに当たっては、第1項の規定に基づき認可会員が定める取扱規則を遵守しなければならない。

## 第4章 報告及び公表等

### 第1節 認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等

#### (売買等の報告)

第7条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行った場合（当該申込みを認可業務により行った場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
  - 2 申込みに係る売り又は買いの別
  - 3 申込みに係る価格（細則で定める申込みに係る価格であって、買いに係る申込みにあっては当該銘柄中最も高いものを、売りに係る申込みにあっては当該銘柄中最も低いものをいう。以下同じ。）
  - 4 申込みに係る数量
  - 5 その他本協会が必要と認める事項
- 2 会員は、取引所外売買が成立した場合（当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。
- 1 銘柄名
  - 2 売買価格（細則で定める売買価格をいう。以下同じ。）
  - 3 売買数量
  - 4 売買成立日時
  - 5 売り又は買いの別
  - 6 自己又は委託の別（会員が自己の計算により行った売買であるか、又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行った売買であるかの別をいう。）
  - 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所の名称及びその価格
  - 8 売買の相手方（売買の相手方が会員である場合は会員名、顧客である場合は顧客である旨）
  - 9 現金取引又は信用取引の別
  - 10 信用取引である場合には、次に掲げる事項
    - イ 制度信用取引又は一般信用取引の別
    - ロ 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとする場合は、その旨
  - 11 その他本協会が必要と認める事項
- 3 前2項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。
- 1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに行った申込み及び成立した売買申込みを行ったとき又は売買が成立したときから5分以内
  - 2 営業日の午後5時00分から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売

## 買の報告

翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで

- 3 営業日の午前0時00分から午前8時09分までに成立した取引所外売買の報告

営業日の午前8時30分から午前9時00分まで

### (売買等の報告の訂正又は取消し)

第 8 条 会員は、前条の規定に基づき行った申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムを通じて、速やかに報告しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の方法により報告しなければならない。

1 営業日の午前8時10分から午後4時59分までに成立した売買の訂正又は取消しを、同日の午後5時05分以降に報告する場合

2 営業日の午後5時00分から午後11時59分までに成立した売買及び休業日に成立した売買の報告の訂正及び取消しを、翌営業日の午前8時30分以降に報告する場合

3 営業日の午前0時00分から午前8時09分までに成立した売買の報告の訂正又は取消しを、同日の午前9時01分以降に報告する場合

### (売買価格等の公表等)

第 9 条 本協会は、会員から第7条第1項の報告又は前条第1項に規定する報告のうち申込みに係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、直ちに会員に通知するとともに、公表する。

1 銘柄名

2 申込みに係る売り又は買いの別

3 申込みに係る価格

4 申込みに係る数量

5 申込みの時刻

6 その他本協会が必要と認める事項

2 本協会は、会員から第7条第2項の報告、前条第1項に規定する報告のうち売買に係るもの又は前条第2項の報告を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、速やかに会員に通知するとともに、公表する。ただし、当該報告が、売買代金が50億円以上となる一の銘柄の取引所外売買に関する注文（会員において売付注文と買付注文を店内対当させたものを除く。）に係るものである場合には、細則で定める日時に会員へ通知するとともに、公表する。

1 銘柄名

2 売買価格

3 売買数量

4 売買成立日時

5 その他本協会が必要と認める事項

3 本協会は、第7条第1項の報告及び前条に規定する報告のうち申込みに係るものに基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

4 本協会は、第7条第2項の報告及び前条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

## 第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等

### (申込みの報告)

第 10 条 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 1 銘柄名
  - 2 申込みに係る売り又は買いの別
  - 3 申込みに係る価格のうち、次に掲げるもの
    - イ 買いに係る申込みにあっては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も高いもの
    - ロ 売りに係る申込みにあっては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も低いもの
  - 4 前号イ又はロの申込みに係る数量
  - 5 その他本協会が必要と認める事項
- 2 前項の報告は、申込みを行った日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。
- 3 報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により、第 1 項の報告が行えない場合には、所定の方法により報告しなければならない。

### (売買の報告)

第 11 条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第 7 条第 2 項各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する売買が PTS 信用取引の場合において、第 7 条第 2 項中「信用取引」とあるのは「PTS 信用取引」と、「制度信用取引」とあるのは「PTS 制度信用取引」と、「一般信用取引」とあるのは「PTS 一般信用取引」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の報告は、売買を成立させた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前 3 項の規定による売買の報告について準用する。
- 5 認可会員は、第 1 項の規定に関わらず、立会外取引に類似する取引のうち本協会が必要と認める取引については、所定の方法により報告しなければならない。
- 6 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量その他本協会が必要と認める事項を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告しなければならない。

### (売買等の報告の訂正又は取消し)

第 12 条 認可会員は、第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムを通じて、速やかに報告しなければならない。

- 2 第 10 条第 1 項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第 1 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、申込み又は売買が行われた日の翌営業日の午前 8 時 30 分後に当該訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の方法により報告しなければならない。
- 3 認可会員は、第 10 条第 3 項（前条第 4 項において準用する場合を含む。）及び前条第 5 項の規定に基づき行った報告の訂正又は取消しを行おうとする場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。
- 4 認可会員は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により、第 1 項に規定する報告が行えない場合には、所定の方法により速やかに報告しなければならない。

### (認可会員以外の会員の報告の取扱い)

第 13 条 認可会員以外の会員は、認可会員が行う認可業務により申込み又は取引所外売買を行った場合には、

第7条第1項及び第2項に規定する報告を行わないものとする。

(売買価格等の公表等)

第14条 本協会は、認可会員から第10条第1項の報告又は第12条第1項に規定する報告のうち申込みに係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。

- 1 銘柄名
- 2 申込みに係る売り又は買いの別
- 3 申込みに係る価格のうち、第10条第1項第3号イ又はロに規定するもの
- 4 申込みに係る数量のうち、第10条第1項第4号に規定するもの
- 5 その他本協会が必要と認める事項

2 本協会は、認可会員から第11条第1項の報告又は第12条第1項に規定する報告のうち売買に係るものを受けた場合には、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。

- 1 銘柄名
- 2 売買価格
- 3 売買数量
- 4 売買成立日時
- 5 その他本協会が必要と認める事項

3 本協会は、第10条第1項の報告及び第12条に規定する報告のうち申込みに係るものに基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

4 本協会は、第11条第1項及び第5項の報告並びに第12条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。

(報告公表システムの利用の届出)

第15条 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、報告公表システムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

2 前項の届出を行った認可会員が当該届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、報告公表システムを通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。

第16条 削除

(報告公表システムの利用停止)

第17条 本協会は、投資者の保護及び報告公表システムの管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、認可会員による報告公表システムの利用を停止することができる。

### 第3節 認可業務による取引所外売買に係る売買価格等の閲覧

(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)

第17条の2 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、細則で定める方法により、申込み後5分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 1 銘柄名
- 2 申込みに係る売り又は買いの別
- 3 申込みに係る価格

- 4 申込みに係る数量
  - 5 申込みの時刻
  - 6 その他本協会が必要と認める事項
- 2 認可会員は、前項の状態に置いた申込みに係る同項各号に掲げる事項について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- 3 認可会員は、申込みに係る第1項各号に掲げる事項について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、前2項の規定による措置をとることとする。
- 4 認可会員は、本協会がやむを得ないと認める事由として細則で定める事由により、申込みに係る第1項各号に掲げる事項について、前3項の規定による措置をとることができない場合には、当該事由の消滅後速やかに、当該措置をとらなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による措置に関し、認可会員が遵守しなければならない事項は、本協会が別に定める。

(認可業務による売買価格等の閲覧)

第17条の3 認可会員は、認可業務により売買を成立させた場合には、細則で定める方法により、売買成立後5分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。

- 1 銘柄名
- 2 売買価格
- 3 売買数量
- 4 売買成立日時
- 5 その他本協会が必要と認める事項

2 前条(第1項を除く。)の規定は、前項に規定する認可会員が認可業務により売買を成立させた場合について準用する。

(参加会員への通知)

第17条の4 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第17条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。

## 第5章 雜 則

(顧客への説明)

第18条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受ける場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を当該顧客に対して説明しなければならない。

- 1 私設取引システムにおいて行う空売りの注文を受ける場合
  - イ 受渡決済に関する条件
  - ロ 空売りの取引に係る取扱い（細則で定める事項に限る。）
  - ハ その他協会員が必要と認める事項
- 2 前号に掲げる場合以外の場合
  - イ 受渡決済に関する条件
  - ロ その他協会員が必要と認める事項

(取引所外売買担当者の届出)

第19条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者1名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。

(電磁的方法による受入れ)

第 20 条 会員は、本規則に定める顧客からの合意書の受入れに代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該合意書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該合意書を受け入れたものとみなす。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則 (平11. 9. 24)

この改正は、平成11年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号及び第5号を改正。
- (2) 付則 (平10.11.18) 2を削る。

付 則 (平12. 4. 25)

この改正は、平成12年4月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平12. 11. 27)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条第1項を改正。

付 則 (平12. 12. 20)

この改正は、平成12年12月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平13. 3. 14)

この改正は、平成13年3月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平13. 3. 30)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第18条を新設。

付 則 (平13. 9. 28)

この改正は、平成13年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第18条第2項を削る。

付 則 (平14. 3. 26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、新株予約権及び新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条ノ13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第3条から第8条まで、第9条第1項、第14条柱書、第15条柱書及び第16条から第18条までを改正。

付 則 (平16. 11. 29)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1項第2号及び第3号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号から第8号を削る。
- (2) 第4条第3項及び第5条から第7条を削る。
- (3) 第8条を改正し、第5条に繰り上げ、第9条を第6条に繰り上げる。
- (4) 第10条第1項を改正し第7条第2項に改め、第1項を新設。
- (5) 第11条及び第12条を改正し、それぞれ第8条及び第9条に繰り上げる。
- (6) 第13条第1項及び第2項を改正し、第10条第2項及び第3項に改め、第1項を新設。
- (7) 第14条及び第15条を削る。
- (8) 第6章を第5章に繰り上げる。
- (9) 第11条を新設し、第16条第1項を削り、第2項を第12条に改める。
- (10) 第17条及び第18条を削る。

付 則 (平17. 11. 15)

この改正は、平成17年11月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平18. 3. 14)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第4条第3項を新設。

(2) 第6条第3項を新設。

付 則 (平18. 4. 18)

1 この改正は、平成18年5月1日から施行する。

2 施行日前において、旧商法の規定により発行された新株引受権証書については、会社法の規定により発行された新株予約権証券とみなす。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第1号を改正。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第4章に第1節及び第2節を新設。

(2) 第1条を改正。

(3) 第2条第1項第1号及び第2号を改正し第4号から第7号を新設。

(4) 第3条、第4条第1項及び第3項、第5条、第6条第1項第1号を改正。

(5) 第7条第1項、第2項を改正し、第3項を新設。

(6) 第8条を削る。

(7) 第9条第1項を改正し、第8条に繰り上げ、第2項及び第3項を新設。

(8) 第10条を第9条に繰り上げる。

(9) 第10条から第17条を新設。

(10) 旧第11条を改正し、第18条に繰り下げる。

(11) 旧第12条を改正し、第19条に繰り下げる。

付 則 (平20. 4. 15)

この改正は、平成20年5月7日から施行する。ただし、第7条から第9条までの改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第7条第1項及び第2項、第8条第1項を改正、第2項を新設し、旧第2項、第3項を削る。

(2) 第9条、第10条第2項及び第4項、第11条第1項及び第2項、第12条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項及び第2項、第18条を改正。

(3) 「本協会が別に定める日」は平成20年11月4日。

付 則 (平21.11.17)

この改正は、平成21年12月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第3項第2号を改正。
- (2) 第8条第2項第2号を改正。

付 則 (平22.7.20)

この改正は、平成22年7月20日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第8号及び第9号を新設。
- (2) 第6条の2を新設。
- (3) 第18条第1項を改正し、第1号及び第2号を新設。

付 則 (平25.10.15)

1 この改正は、平成25年11月5日から施行する。

2 この改正の施行の日前に行われた空売りに係る改正前の第6条の2及び第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号及び第9号を改正。
- (2) 第6条の2見出しを改正し、同条第1項を削り、同条第2項を改正し、同条第2項を同条第1項に繰り上げ、同条第2項を新設し、同条第3項を削り、同条第4項を改正し、同条第4項を同条第3項に繰り上げ、同条第5項を削る。
- (3) 第10条第1項及び第3項を改正。
- (4) 第11条第1項、第3項及び第4項を改正。
- (5) 第13条を改正。
- (6) 第18条第1号を改正。

付 則 (平26.7.15)

この改正は、平成28年9月5日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第4号を改正し、同条第7号を削り、同条第8号及び第9号を同条第7号及び第8号に繰り上げる。
- (2) 第4章の章名及び同章第1節の節名を改正。
- (3) 第7条第1項各号列記以外の部分及び同項第3号並びに同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号を改正。
- (4) 第8条第2項を改正
- (5) 第9条第3項を改正し、同項を同条第4項に繰り下げ、同条第3項を新設。
- (6) 第4章第2節の節名を改正。
- (7) 第10条第1項を改正し、同項第1号から第5号までを新設し、同条第2項を改正し、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項を改正し、同条第6項を同条第3項に繰り上げる。
- (8) 第11条第1項から第3項までを改正。
- (9) 第12条第1項から第4項までを改正。

- (10) 第14条見出し、同条第1項各号列記以外の部分並びに同項第3号及び第4号を改正し、同条第2項を改正し、同条第3項及び第4項を削り、同条第3項及び第4項を新設。
- (11) 第15条見出し、同条第1項及び第3項を改正。
- (12) 第16条を削除。
- (13) 第17条見出し及び同条を改正。
- (14) 第4章第3節の節名、第17条の2及び第17条の3を新設。
- (15) 平成19年9月18日改正付則第2項を削り、同改正付則第1項を同改正付則に改正。

付 則 (平26. 11. 18)

この改正は、平成26年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平30. 4. 17)

この改正は、平成30年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第5号を改正し、同条第9号を新設。
- (2) 第4条第4項を新設。
- (3) 旧第6条を第6条の5に繰り下げ、同条見出し及び第1項本文を改正し、同項第1号を削り、同項第2号から第4号を第1号から第3号に繰り上げる。
- (4) 旧第6条の2を第6条の6に繰り下げ、同条第2項を改正。
- (5) 第6条から第6条の4を新設。
- (6) 第17条の4を新設。

付 則 (平31. 3. 19)

この改正は、株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日から施行する。ただし、第4条の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第10号から13号を新設。
- (2) 第4条第2項を改正し、同項第1号から第4号を新設。
- (3) 第6条の6第3項を削る。
- (4) 第6条の7から第6条の9を新設。
- (5) 第7条第2項第9号を2号繰り下げ同項第11号とし、同項第9号及び第10号を新設。
- (6) 第11条第3項及び第4項を改正し、各1項ずつ繰り下げ同条第4項及び第5項とし、同条第2項を新設。
- (7) 株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日は令和元年7月16日。

付 則 (令6. 6. 18)

この改正は、令和5年9月20日付け株式会社東京証券取引所業務規程の改正の施行日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条の7第3項を改正。
- (2) 令和5年9月20日付け株式会社東京証券取引所業務規程の改正の施行日は令和6年11月5日。

付 則（令7.1.9）

この改正は、令和7年1月9日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第14号を新設。
- (2) 第6条の10を新設。
- (3) 第11条第5項を第6項に繰り下げ、第5項を新設。
- (4) 第12条第3項を改正。
- (5) 第14条第4項を改正。

付 則（令7.3.18）

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条の9第1項を改正し、第2項を削る。
- (2) 第20条を新設。